

新型コロナウイルスの感染拡大による ボランティア活動保険の加入申込手続きの変更について

平素よりボランティア活動保険にご加入をいただき、誠にありがとうございます。

令和2年度のボランティア活動保険への加入をご予定されている方もおられることと存じますが、新型コロナウイルスの感染拡大のなか、社協の窓口に来所されなくても保険加入を可能とするよう、本年4月においては、加入申込手続きを以下のとおりとさせていただきます。

変更内容

(1) FAXやメールでも加入申込を受けつけます

昨年度までにボランティア活動保険に加入していた方やボランティア団体の皆様は、FAXやメールで「加入申込書」を提出いただくことも可能といたします。

※令和2年度より新規で保険加入を希望される個人、団体におかれては、保険制度の説明等が必要となりますので、必ず来所のうえ、加入手続きを行ってください。

(2) 保険料の後払が可能となります

FAXやメールで「加入申込書」を提出された場合、保険料の払込が申込日より後日となっても、加入申込書提出時保険加入状態にあるものとして取り扱います。

ご不明な点は、事前に社会福祉協議会 ボランティア活動保険担当までご相談ください。

電話：04-2954-0294
FAX：04-2954-4343
メール：daihyou@sayama-shakyou.or.jp